

令和8年度
マンションストック長寿命化等モデル事業

募集要領

令和8年3月改訂版

※ 本事業は令和8年度予算によるものであり、令和8年度予算成立後、速やかに事業を開始できるように予算成立前に募集案内を行うものです。したがって、令和8年度予算の国会における成立が事業実施の条件となりますので、国会における予算審議の状況によっては、事業内容等の変更や事業者の採択の遅れ等があり得ることをあらかじめご了承ください。

令和7年（7月改訂）版からの主な変更事項

- 改修工事支援について
 - ・ 一棟リノベーション工事を提案対象に追加しました。⇒2.1 提案の対象となる事業
- 提案事業の評価のポイントについて、
 - ・ 優先募集枠の評価のポイントについて、評価のポイントのいずれかに該当することが確認できない場合等には、一般募集枠として評価をすることを追加しました。
 - ・ 優先募集枠の政策上の重要な評価のポイントに、「一棟リノベーションの検討」を追加しました。
 - ・ 管理適正化モデルタイプの評価のポイントに、地方公共団体による支援内容として「マンション管理適正化支援法人」と連携した支援も評価することを追加しました。⇒2.2 提案事業の評価のポイント
- 補助対象事業における、計画支援では1案件について500万円/年（補助対象期間：最大3年）を上限としていますが、単年度で実施する調査が多い場合や一棟リノベーションにかかる既存調査で通常より費用を要する場合等については、1,500万円を上限として500万円/年を超えて補助できることとしました。
- ⇒2.5 補助対象費用
- 交付申請について、
 - ・ 複数年度の事業を予定している事業であって、2年目以降の交付決定を4月中にできない場合、2年目以降の事業の一部が補助対象外となる可能性があること
 - ・ 交付申請には、関係会社からの調達をしない場合の宣誓書を添付すること
 - ・ 本事業の実施に当たり、関係会社等からの調達をする場合は、原則として関係会社等以外の2者を含めた3者以上の見積の結果から調達額が適正であることを示す資料を提出することを留意点として追加しました。
- 交付決定後の事業着手に当たり、経理処理について留意点を追加しました。
- ⇒3.3 補助金の交付申請等

上記の見直しは、令和8年度以降に提案申請される案件に適用されます。

目次

1	事業の趣旨	4
2	事業内容	4
2.1	提案の対象となる事業	4
2.2	提案事業の評価のポイント	7
2.3	提案の対象となる事業の要件	12
2.3.1	共通要件	12
2.3.2	各事業の要件	14
2.3.3	既採択事業の取扱い	17
2.4	対象事業者	18
2.4.1	提案者	18
2.4.2	提案種別（工事支援の場合）	19
2.5	補助対象費用	20
3	事業の手続き	23
3.1	手続きの概要	23
3.2	提案事業の評価	23
3.2.1	評価委員会について	23
3.2.2	事業の採択結果	24
3.3	補助金の交付申請等	24
3.3.1	交付申請	24
3.3.2	交付決定	25
3.3.3	補助の期間	26
3.3.4	補助の計画変更	26
3.3.5	完了実績報告及び補助金の額の確定	26
3.3.6	補助事業実施中及び完了後の留意点	28
4	情報の取扱い等	30
4.1	情報の公開・活用	30
4.2	個人情報の利用目的	30
4.3	アンケート・ヒアリングへの協力	30
5	応募方法	31
5.1	提出期間	31
5.2	提出先	31
5.3	提出方法	31
5.4	提出書類	31
5.5	問い合わせ先	33
	別表1：直接経費	34
	別表2：補助対象とならない経費	35

1 事業の趣旨

我が国におけるマンションストックは約713万戸（令和6年度末現在）にのぼり、国民の1割以上が居住する重要な居住形態となっています。このうち、築40年以上のマンションは約148万戸であり、20年後には約483万戸と今後急増することが見込まれております。建設後相当の期間が経過したマンションでは、建物・設備の老朽化等が生じており、維持管理の適正化や再生の円滑化に向けた取組みの促進が求められています。

こうした状況を踏まえ、今後急増する高経年マンションについて、適切な維持管理を促進するとともに、改修や建替によるマンションの再生を促進するため、老朽化マンションの再生検討から長寿命化に資する改修や建替え等にあたって、総合的に優れた先導的な再生プロジェクトを公募し、国が事業の実施に要する費用の一部を補助することにより、優良事例・ノウハウを収集し、全国への普及展開を図ることを目的としています。

2 事業内容

2.1 提案の対象となる事業

提案の対象となる事業は、老朽化マンションの長寿命化に資する改修工事や建替えなどの具体的に課題解決を図る取組で、先導性が高く創意工夫を含むものとします。以下の2つの事業があります。

(1) 先導的再生モデルタイプ

① 計画支援〔事業前の立ち上げ準備段階への支援タイプ〕

先導性の高い長寿命化に資する改修や建替えに向けた事業を実現するために必要な調査・検討等の準備段階の取組を対象とします。複数年度（最大3年間）の支援も可能です。

建設後相当の期間が経過したマンションは、長寿命化改修等により、そのまま住み続けるか、又は建替えやその他の方法での再生を図るのかについて、区分所有者の間で十分に比較検討し、専門家の意見も参考にしながら、再生手法を選択し、合意形成を図っていくことが重要です。

このため、具体的に先導性の高い手法で再生を行おうとする準備・検討段階のマンションについて、情報収集や基礎的な検討、再生手法の比較などを行う取組みを対象とします。

提案事業の評価のポイントは、2.2を参照してください。

なお、原則として、当該事業の完了後は、「(1)②1)改修工事支援」又は「(1)②2)建替工事支援」として、提案を想定しています。

② 改修工事支援・建替工事支援

〔長寿命化等の改修工事や建替工事の実施段階への支援タイプ〕

1) 改修工事支援

老朽化マンションの長寿命化に向けて、先導性が高く創意工夫を含む改修や修繕、一棟リノベーション等の取組を対象とします。

劣化した部材の補修や設備の修理や取り替えなど、性能や機能を建設当初の水準に回復するような修繕等のみを行う工事は対象となりません。

2) 建替工事支援

長寿命化改修工事を行うことが、経済的に不合理なケースや、区分所有者の合意形成の状況等によっては建替で再生を図ることが合理的であるケースとして評価委員会で認められた場合には、一定の要件を満たす建替工事については、支援対象となります。

(2) 管理適正化モデルタイプ

① 計画支援〔事業前の立ち上げ準備段階への支援タイプ〕

管理水準の低いマンションが、管理水準を向上させていくために必要な大規模修繕工事等の事業を実現するために必要な調査・検討等の準備段階の取組を対象とします。複数年度（最大3年間）の支援も可能です。

自ら管理水準を向上し、建物の機能や居住環境を維持していくことが困難なマンションにあっては、地域のマンション政策を担う地方公共団体の協力のもと、区分所有者間の合意形成を図り、管理の適正化に必要な大規模修繕工事等を実施していくなど、マンションの適正な維持管理のライフサイクルを実現していくことが重要です。

このため、具体的に管理水準を向上させていくために必要な大規模修繕工事等を行おうとする準備・検討段階のマンションについて、長期修繕計画の作成及び見直しや修繕積立金の積立額の見直し等に必要な合意形成の確保に向けた取組を対象とします。

提案事業の評価のポイントは、2.2を参照してください。

なお、原則として、当該事業の完了後は、「(2) ②改修工事支援」として、提案を想定しています。

② 改修工事支援（管理適正化モデルタイプ）

〔大規模修繕工事等の実施段階への支援タイプ〕

管理水準の低いマンションが、管理水準を向上させていくために必要な大規模修繕工事等を対象とします。

計画支援（管理適正化モデルタイプ）において採択され、事業が完了しているものに限って対象となります。

表1 マンション再生に向けたステップと提案が考えられる事業タイプ

段階	取組内容		提案が考えられる 事業タイプ
	先導的再生モデルタイプ	管理適正化モデルタイプ	
準備段階	<ul style="list-style-type: none"> 情報収集、基礎的な検討 等 	<ul style="list-style-type: none"> 情報収集、基礎的な検討 等 	計画支援
検討段階	<ul style="list-style-type: none"> 再生手法（改修、建替え等）の比較検討 等 (再生工事の方針決定) 	<ul style="list-style-type: none"> 管理規約、長期修繕計画、修繕積立金の見直しの検討 等 (大規模修繕工事の方針決定) 	
計画段階	<ul style="list-style-type: none"> 基本計画、資金計画の検討、合意形成 等 	<ul style="list-style-type: none"> 基本計画、資金計画の検討、合意形成 等 	
実施計画段階	<ul style="list-style-type: none"> 基本設計、実施設計 等 	<ul style="list-style-type: none"> 基本設計、実施設計 等 	工事支援
工事段階	<ul style="list-style-type: none"> 改修工事 解体、土地整備、建設工事 等 	<ul style="list-style-type: none"> 大規模修繕工事 等 	

2.2 提案事業の評価のポイント

提案事業の評価については、「**優先募集枠**」と「**一般募集枠**」に分けて評価し、評価のポイントは以下の通りです。

「**優先募集枠**」（対象：計画支援）については、政策上重要な以下の評価のポイントに上げられている取組を実施することで、一般募集枠とは別に高く評価します（提案事業の評価については、3.2参照）。

「**一般募集枠**」（対象：計画支援・改修工事支援・建替工事支援）については、政策目的に適合した取組であって、独自性・創意工夫、合理性、合意形成、維持管理、行政連携、管理適正化の観点で総合的に優れた取組を評価します（提案事業の評価については、3.2参照）。

なお、提案申請書類には数値等を用いて具体的な取組内容を記載し、評価のポイントを客観的に判断できるよう記述してください。

（1）評価のポイント「優先募集枠」

政策上重要な評価のポイントに挙げられている取組を実施することで、一般募集枠とは別に高く評価します。

①先導的再生モデルタイプ計画支援

政策上重要な評価のポイント1)～7)のいずれかに該当することを確認し、評価します。

ただし、提案申請書の記述内容が不十分であり、評価のポイントのいずれかに該当することが確認できない場合や事業の目的に対し予算・工期・技術的な課題などの面で具体性が確認できない場合等、優先募集枠に該当することが確認できないものについては、一般募集枠として評価をしますので、該当性について客観的に判断できるよう記述してください。

政策上重要な評価のポイント

- 1) 自主建替えの検討（自主建替えとは、デベロッパー等の事業協力者が参加しないマンション建替えのことを指し、管理組合や区分所有者が主体性をもって事業を実施すること。）
- 2) 一棟リノベーション（建物の構造上主要な部分の効用の維持又は回復（通常有すべき効用の確保を含む。）のために共用部分の形状の変更をし、かつ、これに伴い全ての専有部分の形状、面積又は位置関係の変更をすること）の検討。
- 3) 超高層マンションにおいて実績が少ない給排水管設備改修工事や防災設備改修工事等の検討
- 4) 様々な再生手法（建替え・一棟リノベーション・マンション敷地売却など）と一般的な改修工事とのコストを含めた比較検討
- 5) 団地型マンションにおける、敷地分割事業の検討
- 6) 非現地建替えの検討（非現地建替えとは、令和8年4月1日施行の建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）（以下「改正区分所有法」という。）及びマンションの再生等の円滑化に関する法律（平成14年法律第78号）（以下「マンション再生円滑化法」という。）で制度上措置されていない、マンションの敷地にまったく重なっていない土地に建替えを実施すること。）
- 7) その他、改正区分所有法及びマンション再生円滑化法で追加された措置（建物・敷地の一括売却、隣接地・底地の取り込みなど）の検討

(2) 評価のポイント「一般募集枠」

① 先導的再生モデルタイプ（計画支援、改修工事支援及び建替工事支援）

評価のポイント	説明
(ア) 政策目的に適合	<ul style="list-style-type: none"> 事業テーマが政策目的に適合しているかどうかを評価 （（3）政策目的に適合した事業テーマを参照）
(イ) 独自性・創意工夫	<ul style="list-style-type: none"> 課題認識の妥当性を評価 解決策の方向性を①～④の観点で評価 <ul style="list-style-type: none"> ① 実績は少ないが汎用性が高いものを評価 ② 様々な手法の組合せによるものを評価 ③ 長寿命化、防災、省エネ等の総合的な取組みであるかを評価 ④ 難易度の高い課題解決に向けた取組みであるかを評価 ※ マンション再生円滑化法に基づく制度（要除却等認定、マンション更新事業、敷地分割事業、マンション等売却事業等）の活用を検討しているものは積極的に評価
(ウ) 合理性	<ul style="list-style-type: none"> 複数の解決策を検討するなど、合理的な再生手法（費用対効果が高い、課題解決に直結）を選択するためのものか（選択しているか）どうかを評価 既存建築物の状況（耐震性、劣化）を踏まえた合理的な再生手法を選択するためのものか（選択しているか）どうかを評価
(エ) 合意形成上の工夫	<ul style="list-style-type: none"> 円滑に合意形成を進めるための工夫を評価 ※ 既に合意形成ができている場合も評価 区分所有者の負担軽減の工夫を評価 （例えば、 <ul style="list-style-type: none"> ・超高層の設備改修工事における、居ながら工事や排水制限期間の短縮等の工夫 ・建替え時の建替敷地内における仮住まいの確保や、移転先の住居の斡旋など）
(オ) 将来の維持管理に向けた工夫	<ul style="list-style-type: none"> 維持管理を容易にするための工夫を評価 将来の維持管理コストの圧縮のための工夫を評価 修繕周期を延ばすための工夫を評価

② 管理適正化モデルタイプ（計画支援及び改修工事支援）

評価のポイント	説明
(ア) 政策目的に適合	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 事業テーマが政策目的に適合しているかどうかを評価 （（3）政策目的に適合した事業テーマを参照）
(イ) 合意形成上の工夫	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 円滑に合意形成を進めるための工夫を評価 ※ 既に合意形成ができている場合も評価 ▪ 区分所有者の負担軽減の工夫を評価
(ウ) 将来の維持管理に向けた工夫	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 維持管理を容易にするための工夫を評価 ▪ 将来の維持管理コストの圧縮のための工夫を評価 ▪ 修繕周期を延ばすための工夫を評価
(エ) 地方公共団体との協力	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 地方公共団体による適正管理に向けた支援内容を評価 ※ マンション管理適正化支援法人（管理組合の支援に取り組むNPO法人、一般社団法人等）と連携した支援も評価
(オ) 将来の適正管理に向けた工夫	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 区分所有者名簿の更新の仕組み、段階増額積立方式から均等積立方式への変更、超長期の修繕計画等の作成、解体費用の積立の仕組みなど、将来の適正管理に向けた工夫を評価

(3) 政策目的に適合した事業テーマ

(2) 評価のポイントの「ア：政策目的に適合」にて評価する、政策目的に適合した事業テーマの例は下表の通りです。

なお、単独のテーマだけでなく、複数のテーマにまたがる提案や、マンションの長寿命化に資するその他のテーマを含む提案も広く受け付けた上で、総合的に評価します。

政策目的	事業テーマ (例)
構造躯体の長寿命化	<ul style="list-style-type: none"> 大規模修繕の周期延長につながる耐久性の高い新材料を用いる改修工事 超高層マンションにおいて先導的な修繕技術を用いる改修工事
ライフライン（給排水、電気、ガス）の長寿命化、性能向上	<ul style="list-style-type: none"> 大規模修繕の周期延長につながる耐久性の高い新材料を用いる改修工事 超高層マンションにおいて先導的な修繕技術を用いる改修工事 住戸スラブ下の専有部分に配置されている住戸配管を、スラブ上の専有部分に移設する改修工事
省エネルギー性能の向上	<ul style="list-style-type: none"> 省エネルギー対策、断熱性能向上のための改修工事 太陽光発電設備の設置、電気自動車に係る充電器の設置等の改修工事
高齢世帯や子育て世帯など多様な居住ニーズへの対応	<ul style="list-style-type: none"> バリアフリー対応（エレベーターの設置を含む） 単身高齢者等の小規模世帯に対応した1戸→2戸への変更工事 住戸数を減らして子育て世帯向けに居住面積を広くする改修工事
防災対策	<ul style="list-style-type: none"> 浸水想定区域内において、マンションの地下に設置された電気設備を浸水のおそれのない上階に移設する工事、浸水防止のための対策や非常用電源を確保する工事等により、総合的にマンションの防災性を向上するための改修工事 災害時の居住継続性能を向上するための改修工事
新たなニーズへの対応	<ul style="list-style-type: none"> 新たな性能・機能の獲得（テレワーク対応、通信環境の改善、IoTの導入、防犯対策、宅配ボックス設置等）に向けた改修工事 共用部分の設備や施設（集会室等）の活用しやすさの向上や、居住者ニーズの高い用途の導入のための改修工事 制約が多いマンションにおいて、一棟リノベーション等の手法を活用する工事
地域貢献機能の導入	<ul style="list-style-type: none"> 空き住戸を転用して、子育て支援施設や高齢者支援施設等の地域機能を導入する工事 地方公共団体と協定を締結した災害時の一時避難施設として、備蓄倉庫等を新たに設置する工事
管理水準の適正化	<ul style="list-style-type: none"> 管理水準の低いマンションが地方公共団体の協力のもと、管理の適正化を図り、適正なマンションの維持管理のライフサイクルを実現するために行う大規模修繕工事

建替え等の円滑化	制約が多いマンションにおける建替え	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建築規制等の制約が多いマンションや小規模マンションにおいて、隣接のマンションとの共同建替え等の工夫による建替
	複合用途マンションの建替え	<ul style="list-style-type: none"> ・ 権利関係や建物形態が複雑な複合用途型マンションにおいて、関係者間の調整を図りながら実現する建替
	団地型マンションの再生	<ul style="list-style-type: none"> ・ 団地型マンションにおいて、敷地分割・敷地売却の手法や、都市計画手法を活用しながら、再生を図る建替
	地域貢献機能の導入	<ul style="list-style-type: none"> ・ 子育て支援施設や高齢者支援施設等の地域機能を導入する工事 ・ 地方公共団体と協定を締結した災害時の一時避難施設として、備蓄倉庫等を新たに設置する工事

2.3 提案の対象となる事業の要件

2.3.1 共通要件

2.1（1）先導的再生モデルタイプと2.1（2）管理適正化モデルタイプの提案の対象となる共通要件として、次の①～⑧の全ての要件を満たすことが必要です。

- ① 学識経験者で構成する評価委員会による評価を踏まえた上で、採択されるものであること。なお、「管理適正化モデルタイプ」の場合は、地方公共団体と連携して管理適正化を図るものであって、マンションの維持管理の適正化に寄与する先導性について、評価委員会で認められたものであること。建替を行う場合は、マンションの長寿命化に向けた改修工事を行うことが不合理であって、マンションの建替の普及に寄与する先導性について、評価委員会で認められたものであること。
- ② 区分所有者が10名以上のマンションであること。

区分所有者が10名以上の住宅部分の他に、非住宅部分を含む建築物の場合（住宅と非住宅の複合建築物）も対象になります。

なお、対象マンションが違反建築物の場合は、本事業の提案対象とはなりません。
- ③ 当該マンションが減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）別表第1に掲げる耐用年数の2分の1を原則として経過していること。ただし、学識経験者で構成する評価委員会で必要と認められる場合は除く。

④ 当該マンションが立地する地域の地方公共団体において、マンション管理に関する計画や条例等が策定されていること。

※ 該当する地方公共団体は、国土交通省ホームページに掲載していますので、申請するマンションが、掲載されている地方公共団体内に立地していることを確認してください。

<国土交通省ホームページ>

■本補助事業の提案要件に関する情報

- ・マンション管理に関する計画や条例等を策定している（策定見込みを含む）地方公共団体
https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_fr5_000037.html

⑤ 適切な長期修繕計画のあり方等の検討に資するものであること。

計画期間が30年を超えるような超長期の長期修繕計画や超高層マンションへの対応、修繕周期の長期化、修繕履歴の蓄積・活用のあり方、解体費用の確保手法等の検討に資する取組を合わせて実施するものであることを想定しています。

⑥ 補助事業の成果に関する情報公開を行うものであり、国が実施する事例集の作成や地方公共団体等への情報提供に協力すること。

事業の取組効果を高めるため、国が作成する事例集の作成や地方公共団体等への情報提供に協力すること。（解体工事や改修工事を実施する際に既存建築物の状況についてデータ調査をお願いすることもあります。）また、本事業で評価した先導的な工事内容や検討プロセスが、他のマンションの再生で活用できるようにする目的から、本事業で評価された先導的な取組み内容について、積極的に情報公開を行うこと（情報公開の取扱いについては「4 情報の取扱い等」参照）。

⑦ 合意形成を円滑に進めるための工夫があること。

⑧ 令和8年度中に事業化が見込まれるものであること。

具体的には、以下のいずれかを実施するもの。

- ・ 令和8年度中に調査・検討等に関する委託契約を締結すること
- ・ 令和8年度中に改修・建替え等に関する工事請負契約を締結すること

※ 交付決定前に事業に着手（契約の締結等）したものについては補助金交付の対象外となります（3.3.1 交付申請 参照）。

※ 補助事業の採択の後に、令和8年度中に事業化が見込まれない場合や交付申請に遅れが発生する場合には、採択の取消や令和9年度以降の交付決定額の減額を行う場合がございます。なお、採択の取消となった場合には、事業化の目途が立ったタイミングで再度事業提案することが可能です。

※ マンション大規模修繕工事の発注等の適正化の観点からマンションの長寿命化等に資する先導的な取組みとして、不相当であるとみとめられるときは採択できません。

2.3.2 各事業の要件

(1) 先導的再生モデルタイプ（計画支援、改修工事支援及び建替工事支援）

提案の対象となる事業	要件
計画支援	<p>① 原則として、当該事業完了後、先導的再生モデルタイプ（改修工事支援及び建替工事支援）の提案を行うことを想定しているものであること。</p>
改修工事支援	<p>① 管理計画認定（マンション管理適正化法第5条の13に基づく認定）を取得すること。</p> <p>※ 管理計画認定は補助事業の完了までに取得すること。</p> <p>② メンテナンス性の向上などライフサイクルコストの低減につながる改修であり、新たな技術の導入や工期短縮に資する工法の工夫があること。</p> <p>※ 先導的な改修工事を対象とし、大規模修繕工事とあわせて実施する先導的な改修工事も対象になりますが、一般的な大規模修繕工事の部分は補助対象外です。</p> <p>※ 先導的な改修工事は、共用部分に係る工事を対象とし、専有部分のみの改修工事は補助対象外です。</p> <p>※ マンション管理組合、買取再販業者又は事業参画者が発注するものが対象です。（買取再販物件においても工事請負契約が必要となります。工事請負契約に基づかない工事（例えば、施工業者が自社物件等について自らリフォーム工事を行う場合など）は補助対象になりません。）</p> <p>※ 旧耐震マンションの場合は、下記1) の場合とします。ただし、耐震診断を実施済みであり、耐震診断の結果、新耐震基準レベルである場合は、これによらず、交付申請書に、当該基準相当であることが確認できる書類を添付してください。</p> <p>1) 耐震改修工事をあわせて実施し、新耐震基準レベルとすること。（なお、提案する先導的な改修工事として耐震改修工事が含まれる場合は、補助対象となります。）</p>
建替工事支援	<p>① 管理計画認定（マンション管理適正化法第5条の13に基づく認定）を取得すること。</p> <p>※ 新築マンションで、補助事業の完了までに管理計画認定が取得できない場合、公益財団法人マンション管理センターが認定する予備認定を補助事業の完了までに取得すること。</p>

	<p>② 適切な計画修繕が行われていないことによって、建替えの時期が早まったものではないこと。</p> <p>※ 応募の際に、これまで実施された修繕について、時期や内容がわかる書類を提出していただきます。</p> <p>③ 地域貢献機能を導入する建替であること。</p> <p>※ 地域貢献機能とは以下の施設等を想定しています。例えば、子育て支援施設や高齢者支援施設等の地域住民が利用できる生活関連施設、地域の防災力向上に資する防災関連施設や機能、その他地域の実情やニーズに対応した機能などが該当します。</p>
--	--

(2) 管理適正化モデルタイプ（計画支援及び改修工事支援）

提案の対象となる事業	要件
計画支援	<p>① 原則として、当該事業完了後、管理適正化モデルタイプ（改修工事支援）の提案を行うことを想定しているものであること。</p> <p>② マンション管理適正化法第3条の2に規定する地方公共団体が定めるマンション管理適正化推進計画において、管理適正化に向けて支援を要するマンション等として位置付けられていること。</p> <p>※ 支援を要するマンションとは、例えば、管理規約がない、総会又は理事会が開催されていない、管理費又は修繕積立金を徴収していない、大規模修繕工事を実施していない等に該当するマンションを想定しています。</p> <p>③ 地方公共団体が協力して管理適正化を図ること。</p> <p>※ 地方公共団体の協力とは、例えば、管理適正化に向けたセミナー・説明会等の開催、マンション管理士、マンション管理適正化支援法人等の専門家の派遣、工事発注支援、借入に対する利子補給などを通じた管理組合への伴走的な支援であって、管理組合の合意形成を促す取組が該当します。</p>
工事支援（改修工事）	<p>① 管理適正化モデルタイプ（計画支援）の採択を受けていること。</p>

	<p>② 管理計画認定（マンション管理適正化法第5条の13に基づく認定）を取得すること。</p> <p>※ 管理計画認定は補助事業の完了までに取得すること。</p> <p>③ 長期修繕計画に基づく長寿命化に資する大規模修繕工事（原則として、屋根防水工事、床防水工事、外壁塗装工事を含む工事）等であること。</p> <p>※ 一般的な大規模修繕工事を対象とし、大規模修繕工事とあわせて実施する性能向上工事も対象となります。</p> <p>※ 専有部分のみの改修工事は、補助対象外です。</p> <p>※ マンション管理組合が発注するものが対象です。</p> <p>※ 旧耐震マンションの場合は、下記1)の場合とします。ただし、耐震診断を実施済みであり、耐震診断の結果、新耐震基準レベルである場合は、これによらず、交付申請書に、当該基準相当であることが確認できる書類を添付してください。</p> <p>1) 耐震改修工事をあわせて実施し、新耐震基準レベルとすること。（なお、提案する先導的な改修工事として耐震改修工事が含まれる場合は、補助対象となります。）</p>
--	--

※ 管理適正化モデルタイプについては、建替工事を行う場合は対象となりません。

2.3.3 既採択事業の取扱い

(1) 計画支援の事業完了後の工事支援の提案

計画支援にて採択され、当該事業の完了後、工事支援として提案のあった事業については、計画支援で提案した調査・検討等を着実に実施しており、その提案に沿った取組みが実施されることを確認の上、採択します。

(2) 同じ事業タイプでの再提案

本事業に採択され補助事業が完了したマンションについて、同じ事業タイプ（計画支援、工事支援）で再提案のあった事業については、以下の要件を満たすことを確認の上、採択します。

① 計画支援

- ・ 既採択事業から新たな提案内容を追加する場合
 - …新たな提案内容が、評価委員会において先導性等を有していると評価され、既採択事業の補助額と再提案事業の補助要望額の合計が1,500万円以下であること
- ・ 既採択事業と提案内容は変わらないが調査・検討等を継続する場合
 - …調査・検討等の継続の必要性が確認でき、既採択事業の補助額と再提案事業の補助要望額の合計が1,500万円以下であること

② 工事支援

- ・ 既採択事業から新たな提案内容を追加する場合
 - …新たな提案内容が、評価委員会において先導性等を有していると評価されること

2.4 対象事業者

2.4.1 提案者

提案者は、2.1～2.3の要件を満たす事業を実施する者が対象です。

※ なお、提案申請や交付申請にあたり、評価室事務局や交付事務局から、必要に応じて事業実施体制等について、確認する場合がございます。

(1) 計画支援

① マンション再生コンサルタント、設計事務所、管理会社

管理組合に対して、マンションの再生に向けた提案やアドバイスを行う立場にある者。なお、当該マンションの管理組合が、本提案を行うことについて、知っており、特段の反対等がないこと。（総会、理事会、修繕委員会等の議事録やメモ、検討依頼書等を提出していただきます。）

採択後に交付申請等の手続きを行い、補助金の交付を受けようとする者（補助事業者）は、マンション再生コンサルタント、設計事務所、管理会社等であり、原則、提案者と同一者とします。ただし、応募段階で、補助事業者が確定していない場合に限り、管理組合からの提案を受け付けます。ただし、管理組合は、補助事業者になることはできませんので、採択後に補助事業者を確定させる必要があります。

(2) 工事支援

① 施工業者

管理組合から工事を請け負い、マンションの長寿命化等に資する工事を行う施工業者

② 買取再販業者

マンションの長寿命化等に資する工事を施工業者に発注し、工事を実施した上で、個人等に売却する不動産業者等

③ 管理組合に関わって改修事業又は建替事業に参画する者（事業参画者）

マンション建替事業（組合施行）における事業協力者又は参画組合員や、マンション敷地売却事業における買受人その他改修事業又は建替事業に参画する者

※ ②については、買取前のマンションにおいて区分所有者が10名以上であったことを証する書面（登記簿謄本等）が必要となります。また、工事完了後に10名以上に分譲する旨の誓約書の提出が必要となります。

※ ③については、管理組合に関わって改修事業又は建替事業に参画していることを証する書面（事業協力協定や参加組員契約書等）の提出が必要となります。

採択後に交付申請等の手続きを行い、補助金の交付を受けようとする者（補助事業者）は、施工業者、買取再販業者又は事業参画者であり、原則、提案者と同一者とします。ただし、応募段階で、補助事業者が確定していない場合に限り、以下の者からの提案を受け付けます。

- ・ マンション再生コンサルタント、設計事務所、管理会社（管理組合に対して、マンションの長寿命化等に資する工事の提案を行う立場にある者）
- ・ 管理組合

ただし、上記の者は、補助事業者になることはできませんので、採択後に補助事業者を確定させる必要があります。

- ・ なお、暴力団又は暴力団員であるもの、及び暴力団又は暴力団員と不適切な関係にある者（団体を含む）は、補助事業者となることはできません。また、過去3カ年度内（令和5年度以降）に住宅局所管事業補助金において、補助金の返還を求められたことのあるものは、原則として応募することはできません。

※ 工事支援で施工業者が補助事業者となる場合について

請負契約に基づき工事を行う施工業者が補助事業者となる場合は、施工業者と管理組合が共同して補助事業を行う必要があります。補助事業者となる施工業者は、補助要件を満たすための工事及び補助対象となる工事を全て受注する者（元請け業者）としてください（補助要件を満たすための工事や補助対象工事が分離発注される場合は、その部分については補助対象となりません。）具体的な交付申請手続きなどは、施工業者が代表して行っていただくこととなります。

2.4.2 提案種別（工事支援の場合）

改修工事支援及び建替工事支援における提案種別は、下記の①又は②のいずれかとします。

① 単独提案

- ・ 一の施工業者、買取再販業者、事業参画者又はマンション再生コンサルタント等が単独で行う提案
- ・ 一の施工業者、買取再販業者、事業参画者又はマンション再生コンサルタント等からなるグループで行う提案。

② グループ提案

- ・ 2者以上の施工業者、買取再販業者又は事業参画者からなるグループで行う提案。
※ マンション再生コンサルタント等がグループ提案者の一員に含まれていても構いませんが、代表提案者は、必ず施工業者、買取再販業者又は事業参画者とします。

<補足>

- ・ 提案後のグループの構成者の追加はできません。
- ・ グループ構成者は、単独で他の提案をすることや、他のグループに所属して他の提案をすることも可能です。

2.5 補助対象費用

提案事業の補助対象事業費は、下記に掲げる費用とします。なお、補助対象事業費については、交付申請等の際に交付事務局において、明細等の精査を行い、決定します。

(1) 計画支援（先導的再生モデルタイプ及び管理適正化モデルタイプ）

マンションの長寿命化等に向けた事業を実現するための必要な調査・検討経費等に要する費用。（新工法や新材料等の検証実験費用なども含む）

採択1案件につき原則500万円/年（補助対象事業期間：最大3年）を上限とします。

単年度で実施する調査が多い場合や一棟リノベーションにかかる既存調査で通常の調査より費用を要する場合等は、1事業あたり1,500万円上限として、500万円/年を超えて補助を受けることが可能です。

なお、次に掲げる調査・検討を行う場合は、採択1案件につき600万円/年を上限とします。

- ① 大規模修繕工事の周期長期化のためのシミュレーションに関するもの
- ② マンション再生円滑化法第163条の56第2項に規定する要除却等認定基準への該当性に関するもの
- ③ 団地内マンションの長寿命化等に関するもの

※ 補助事業者が通常実施している取組や事業にかかる経費は対象になりません。また、実施計画段階の実施設計料（2.1表1<マンション再生に向けたステップと提案が考えられる事業タイプ>参照）は、計画支援の補助対象になりませんのでご注意ください。

なお、補助対象事業費に計上できるのは、別表1の直接経費とします。（別表2の補助対象とならない経費は、計上できません。）

(2) 先導的再生モデルタイプ（改修工事支援）

下記に掲げる費用の合計の3分の1以内の額とします。

- ① 調査設計計画に要する費用
 - ② 長寿命化に資する工事のうち先進性を有するものに要する費用
先導的な取組として評価された部分に係る費用であり、本事業による補助の必要性が低いと評価される費用については補助対象としません。
- ※ 新工法や新材料等の選定については、計画支援にて採択され、第三者性能評価機関等の評定を受けたものに限ります。

(3) 管理適正化モデルタイプ（改修工事支援）

下記に掲げる費用の合計の3分の1以内の額とします。

- ① 調査設計計画に要する費用
- ② 長寿命化に資する大規模修繕工事に要する費用
- ③ 大規模修繕工事とあわせて行う性能向上工事に要する費用

(4) 先導的再生モデルタイプ（建替工事支援）

下記に掲げる費用の合計の3分の1以内の額とします。

- ① 調査設計計画に要する費用（事業計画作成費、地盤調査費、建築設計費、権利変換計画作成費）
- ② 土地整備に要する費用（建物除却費等）
- ③ 共同施設整備に要する費用（空地等整備費、供給処理施設整備費、その他の施設等整備費）ただし、建替前のマンションの共同施設の面積相当分を上限とする

なお、①～③の補助対象となり得る範囲については、「住宅局所管事業関連共同施設整備等補助要領等細目」の「第2 対象の範囲」を参照してください。

<留意事項>

- ・ 補助額は評価委員会等での審査に基づき、応募書類に記載された事業計画及び補助要望額等を総合的に考慮して、補助金の上限額を決定します。また、実際に受けられる補助金額は、毎年度の予算の範囲内で交付申請を行い、交付決定通知を受けて初めて決まります。したがって、採択された事業であっても、採択通知に記載された額を上限として、交付申請時に提出いただく資料等を精査したうえで、最終的に交付決定を行いますので、必ずしも採択通知に記載された額が全額補助されるとは限りません。
- ※ このため、上記については、適切に管理組合等の事業関係者に周知を図っていただきますようお願いいたします。なお、交付決定額等が減少したことに伴う事業の進捗への影響につきましては一切の責任を負いません。予めご了承ください。

- ・ 消費税及び地方消費税は、補助対象外です。
- ・ 工事に伴い、関連法令（建築基準法、消防法、区分所有法等）、関連条例に基づき、提案者が自ら関連機関等に確認の上、提案者自身が責任をもって遵守してください。またこれら関連法令等に基づき必要となる申請手続き、関連法令等に求められる設置設備の設置等については、本提案事業への申請とは別に、事業者の責任において実施してください。本提案事業としての採択通知は、関連法令に基づく許認可等ではありませんので、ご注意ください。また、上記の確認作業・手続き等を必ず行うことを、採択後、提案者と交付事務局の間で誓約書を交わすこととしています。
- ・ 完了実績報告時（3.3.5 参照）には、請求書、領収書、契約書等の写しのほか、「送金伝票の写し（支払済みであることを金融機関等の第三者による公的に証明できる書類）」等により支払いを確認します。また現金による支払いは、原則、補助対象外となります。なお、補助対象経費の支出につきましては、その支出額が交付申請する各年度の検討調査・工事進捗に応じた出来高以上であることが必要となります。（事業が複数年にわたる場合の2年目以降については、その支出額の累計が出来高累計以上であることとします。）
- ・ 計画支援において貸金等及び人件費の補助を受ける場合は、完了実績報告時に出勤簿・業務記録等を証拠書類として提出していただきます。旅費の補助を受ける場合は、日付・氏名・行先・業務内容等の記録、及び支出内容を証明する書類を提出していただきます（管理組合員の見学会費用等、補助事業者以外が実施する調査・検討に係る旅費は補助対象外となります）。
- ・ 工事支援において、補助金は交付申請者（施工業者、買取再販業者又は事業参画者）に入金されますが、その後は下記の扱いになります。
 - ① 施工業者は、補助金相当額を工事の発注者である管理組合に全額還元する必要があります。補助金交付申請時に、発注者と施工業者間で締結する共同事業実施規約を提出してください。
 - ② 買取再販業者は、補助金相当額を当該補助対象住宅の購入者に全額還元する必要があります。補助金交付申請時に、補助金を全額還元する旨の誓約書を提出してください。
 - ③ 事業参画者は、事業形態に応じて、マンション再生組合等又は当該補助対象住宅の購入者に補助金相当額を全額還元する必要があります。マンション再生組合等に還元する場合は、補助金交付申請時に、組合等と事業参画者で締結する共同事業実施規約等を提出してください。当該補助対象住宅の購入者に還元する場合は、補助金交付申請時に、補助金を全額還元する旨の誓約書を提出してください。
- ・ なお、補助対象外経費については、本要領の最後にも記載がございますので合わせてご確認ください。

3 事業の手続き

3.1 手続きの概要

補助事業に着手する前に、「提案事業の評価」と「補助金の交付申請等」の二段階の手続きを経る必要があります。各々の手続きの概要は、以下のとおりです。

(1) 提案事業の評価

国土交通省が「マンションストック長寿命化等モデル事業」の提案を募集します。応募のあった提案事業について、3.2のとおり、評価室事務局が設置する学識経験者からなる評価委員会の評価を受けて、国土交通省が採択します。

(2) 補助金の交付申請等

採択通知書を受け取った後、原則として、1ヶ月以内に交付申請し、交付事務局から交付決定を受け、事業を実施してください。また、補助事業の完了後、速やかに完了実績報告を行ってください。

「(1) 提案事業の評価」と「(2) 補助金の交付申請等」の手続きの窓口は異なりますのでご注意ください。

また、補助事業への着手は、交付決定後に可能となります。交付決定前に事業に着手したものについては、補助対象となりませんので注意してください。補助金に関する手続きについては、3.3を参照ください。

3.2 提案事業の評価

3.2.1 評価委員会について

応募のあった提案事業は、本事業として採択するにふさわしい先導性等を有しているかどうかに関して評価委員会により個別に評価します。

(1) 評価の実施体制

提案事業の評価は、評価委員会において行います。評価の公平性、中立性の確保の観点から、委員の評価業務について次の①～③の制限を行います。

- ①委員は、提案者（共同提案者を含む。）となることができません。
- ②委員は、当該委員と関係を有する企業・団体等の提案事業について、評価に関わることができません。
- ③委員は、当該委員又は当該委員と関係を有する企業・団体等が業務としてコンサルティング、アドバイス等を行った提案事業について、評価に関わることはできません。

評価委員会（会議自体及び会議に用いた資料・議事録）は非公開とし、審査に関する問い合わせには一切応じませんので、あらかじめご了承ください。

3.2.2 事業の採択結果

提案事業について、評価委員会において書類による評価・審査結果を受けて、国土交通省が補助事業として採択します。

採択された事業について、事業の名称、提案者の名称、事業の概要等を国土交通省のホームページに掲載します。なお、評価内容に関する個別のご質問については、回答できませんので、あらかじめご了承ください。

提案事業の採択にあたっては、個別に事業内容や補助額等について調整させていただくことがあります。その際、評価結果に基づき、評価室事務局から事業内容について一部変更を求めることがあります。また、必要に応じて資金計画や事業内容に関する資料を提出していただくことがあります。

3.3 補助金の交付申請等

採択結果を通知するときに、交付申請先や必要な書類等交付申請等の手続きについてお知らせします。採択された事業の提案者に対し、マンションストック長寿命化等モデル事業費補助金交付申請等要領（以下「交付申請要領」という。）を配布いたしますので、その内容に従い交付申請等の手続きを行ってください。

補助金の交付事務については、交付事務局が行います。補助金の交付申請等に当たっては、交付申請要領に記載されている内容を遵守するとともに、交付事務局の指示に従ってください。

3.3.1 交付申請

交付申請は、採択通知書を受け取った後、原則として、1ヶ月以内に行ってください。また、複数年度の事業を予定している事業における、2年目以降の交付申請は、原則として4月上旬に行ってください。なお、特に次の①～⑧に注意してください。

- ① 交付申請をしないと、採択された事業であっても補助金が交付されません。
- ② 交付決定前に事業に着手したものについては補助金交付の対象外となります。
- ③ 事業着手は、建設工事や解体等の工事については工事の着手（契約書に記載の工期の始期を工事着手日とする）、調査設計計画等については委託契約の締結等をもって判断します。なお、事業が複数年度にわたる場合は、検討調査・工事の進捗（出来高）に応じた支払いが求められます。検討調査費・工事費の支払いが、交付申請する各年度の検討調査・工事進捗に応じた出来高以上となるよう請負契約書の支払い条件等を適切に設定していただく必要がありますので、ご注意ください。
- ④ 過去3ヵ年度内に国土交通省住宅局所管補助金において、交付決定の取り消しに相当する理由で補助金の返還を求められたことがある者等（団体を含む）は、本補助金への申請が原則として制限されます。
- ⑤ 事業が採択された後に、速やかに交付申請を行わない案件が見受けられます。補助金の適切な執行の観点から、採択後、一定期間交付申請がないもの、当該年度中に交付申請を行わないもの等については、翌年度以降の交付決定額の減額や、採択の取消等の措置を行う場合があります。

- ⑥ 複数年度の事業を予定している事業であって、2年目以降の交付決定を4月中にできない場合、2年目以降の事業の一部が補助対象外となる可能性があります。交付申請にあたって、申請資料や資料提出等に関して事前に調整をするようにしてください。
 - ⑦ 本事業の交付申請には、関係会社等*からの調達をしない場合は、その旨を宣誓する宣誓書（様式任意）を添付するようにしてください。
 - ⑧ 本事業の実施に当たり、関係会社等からの調達をする場合は、原則として関係会社等以外の2者を含めた3者以上の見積の結果から調達額が適正であることを示す資料（様式任意）を提出するようにしてください。
- ※「関係会社」とは財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項で定めるものをいい、これに補助事業者の役員が役員に就任している法人を含め「関係会社等」とします。

3.3.2 交付決定

交付申請された内容について、次の①～④の事項等について審査した上で交付決定されます。

- ① 補助事業の内容が、交付要綱及び交付申請要領の要件を満たしていること。
- ② 交付申請の内容が採択された内容に適合していること。
- ③ 補助対象費用が、国からの他の補助金（負担金、利子補給金並びに補助金適正化法第2条第4項第1号に掲げる給付金及び同項第2号に掲げる資金を含む。）の対象費用を含まないこと。
- ④ 他の補助事業（独立行政法人や地方公共団体が行うものを含む。）に申請している場合は、提案申請書にて、申請している他の補助事業名及び補助対象を必ず記入すること。

なお、完了実績報告は、原則として、（1）交付決定を受けた補助対象工事が竣工していること、（2）補助対象となった住宅等が運営を開始していること、（3）補助対象工事費の支払いが完了していることの全ての要件が満たされた時点（複数の年度にわたって事業を実施する場合で最終年以外の場合であっては、交付決定を受けた補助対象事業が完了している時点）で提出できます。

交付決定後の事業の着手に当たり、経理処理について次の①～⑤について十分留意するようにしてください。

- ① 本事業の経理に関する管理責任者を選任し、人件費に関する補助金が含まれる場合は、事業への従事状況を把握する体制を申告すること（様式任意）。
- ② 人件費に関する補助金が含まれる場合は、業務日報等の従事状況を確認することができる書類等（業務管理システムのデータ、業務に係るメールの履歴、開催日時が記録された会議記録等）を保存し、国土交通省の求めに応じて、当該書類等の写しを提出すること。
- ③ 国土交通省の求めに応じて、本事業の実施期間中に、経理に関する検査、本事業に従事する者へのヒアリング調査等に対応すること。
- ④ 人件費に係る消費税は、補助金の交付対象とならないこと。

- ⑤ 本事業が完了したときは、本事業の経理に関する監査の実施報告書（様式任意）を提出すること（監査役又は監事がない場合は、経理に関する管理責任者以外の役員等が行うものとする。）。

3.3.3 補助の期間

補助金の交付を受けることができる事業は、令和8年度中に事業化が見込まれるものを対象とします（詳細は 2.3.1⑧参照）。採択された事業であっても、2.3.1⑧の要件を満たさないものについては、補助の対象にはなりません。令和9年度以降の補助実施については、当該年度の予算決定をもとに判断されます。採択をもって次年度以降の補助金交付を約束するものではないことにご留意ください。

（※年度ごとの予算決定に基づき各事業への予算配分額が決められ、その額の範囲内で補助金交付申請を行って、内容の適正審査を受け、交付決定通知を受けることによって初めて補助金交付が約束されることとなります。）

なお、事業採択後に補助事業者の都合で補助事業の期間を変更した場合には、採択通知書で示された補助金の全額が支払われない場合があります。補助事業の期間が変更となる場合には、必ず3.3.4を参照の上、必要な手続きを行ってください。

工事支援において、補助事業の工事が複数年度にまたがる事業が採択された場合には、予め各年度の計画を記載した全体設計承認申請書を、採択時にお知らせする交付事務局に提出して承認を受けてください。そのうえで、原則として補助対象部分の出来高に応じた支払いが完了するものについて、各年度に補助金を交付します。

3.3.4 補助の計画変更

補助事業者は、やむを得ない事由により、次の（1）又は（2）に掲げる行為をしようとする場合には、あらかじめ交付事務局の承認を得る必要があります。

- （1）補助事業の内容又は補助事業に要する経費の配分の変更
- （2）補助事業の中止又は廃止

また、やむを得ない事情により、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに交付事務局に報告し、その指示に従ってください。

必要な手続きを行わず、予定していた検証が取り止めになる場合等、計画内容に変更があり交付決定した内容と異なるものとなったと判断されたものについては、補助対象となりませんので注意してください。また、既に補助金が交付されている場合には、当該補助金の返還を求めることがありますので注意してください。交付決定を受けた後、事業実施中に募集要領等に定める要件を満たさなくなり、適正に完了されない場合は、補助金を交付しないことがあります。

3.3.5 完了実績報告及び補助金の額の確定

補助事業者は、補助事業が完了したときは、「補助事業完了実績報告書」、「成果報告書（原則として、採択事業全体が完了した場合）」を交付事務局に提出してください。完

了実績報告時に、請求書、領収書、契約書等の写しのほか、「送金伝票の写し（支払済みであることを金融機関等の第三者による公的に証明できる書類）」等を提出してください。また現金による支払いは、原則、補助対象外となります。なお、補助対象経費の支出につきましては、その支出額が交付申請する各年度の検討調査・工事進捗に応じた出来高以上であることが必要となります。（事業が複数年にわたる場合の2年目以降については、その支出額の累計が出来高累計以上であることとします。）

計画支援において賃金等及び人件費の補助を受ける場合は、完了実績報告時に出勤簿・業務記録・会議記録等の従事状況を示す書類を証拠書類として提出していただきます。旅費の補助を受ける場合は、日付・氏名・行先・業務内容等の記録、及び支出内容を証明する書類を提出していただきます（管理組合員の見学会費用等、補助事業者以外が実施する調査・検討に係る旅費は補助対象外となります）。

交付事務局は、「補助事業完了実績報告書」を受理した後、交付申請の内容に沿って補助事業が実施されたこと及び開設に際して許認可等が必要な施設の許認可等がなされていることを確認し、書類の審査を行うとともに、必要に応じ現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の成果が、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、支払いの手続きを行います。

令和8年度に実施した補助事業に係る補助金の支払いは、原則として令和9年3月末となる予定です。また、補助事業者が指定する銀行口座に振り込みます。

採択事業が完了（複数年の事業の場合は、その最終年度の事業完了）した場合には、完了実績報告の提出と同時に所定の様式にて、当該事業に係る成果報告書の提出が必要となり、各事業者へヒアリングを実施する予定です。

（複数年の事業の場合においても、各年度の事業完了報告書を提出していただく必要があり、進捗管理のためヒアリングを実施する予定です。）

また、事業が完了した場合には、原則として、事業の成果を広く周知するため、事業完了年度の成果報告会において、発表いただきます。（補助を受けた事業者、管理組合や建替え組合の理事等に発表いただきます。）

なお、成果報告会に係る費用（旅費・宿泊費等）については、補助対象外です。

3.3.6 補助事業実施中及び完了後の留意点

(1) 取得財産の管理等

補助事業者は、当該補助事業により取得し、又は効用の増加した財産について、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理し（善管注意義務）、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を行ってください。R

補助事業者は、取得価格及び効用の増加した価格が 50 万円以上のものについて、大臣の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することはできません。ただし、大臣の承認を得て当該財産を処分したことにより収入があった場合には、交付した補助金の額を限度として、その収入の全部又は一部を交付事務局に納付させることがあります。

(2) 交付決定の取消、補助金の返還及び罰則等

万一、関係規程等に反する行為がされた場合には、次の措置が講じられることに留意してください。また、補助金の支払われた事業が、事業完了後に募集要領等に定める要件を満たさなくなった場合は、合理的な事由があるときを除き、原則として補助金の返還を求めることとします。

- ① マンション総合対策モデル事業補助金交付要綱規程第 14 の規定による交付決定の取り消し、補助金の交付の停止、補助金の返還命令
- ② 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第 29 条から第 32 条までの規定による罰則

また、本事業の実施に当たり、不適切な行為があった場合は、必要に応じて、次の措置を講じることとします。

- ① 国土交通省が発注する業務に関する指名の停止
- ② 国土交通省住宅局の他の補助事業又は委託事業への応募又は応札の制限
- ③ 補助事業者等の名称（法人の代表者、役員、経理に関する監査責任者の名称を含む。）、不適切な行為の内容等の公表
- ④ 補助事業者が建設業者、宅建業者等の許可等を得ている者の場合は、監督官庁への通報
- ⑤ 建築士又は建築士事務所が関与した場合は、監督官庁への通報

(3) その他

本募集要領、及び交付申請要領によるほか、補助金の交付等に関しては、次の各号に定めるところにより行う必要があります。

- 一 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）
- 二 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）
- 三 国土交通省所管補助金等交付規則（平成 12 年内閣府・建設省令第 9 号）
- 四 補助事業等における残存物件の取扱いについて（昭和 34 年 3 月 12 日付け建設省会発第 74 号建設事務次官通達）

- 五 公営住宅建設事業等における残存物件の取扱いについて（昭和34年4月15日付け建設省住発第120号住宅局長通達）
- 六 建設省所管補助事業における食糧費の支出について（平成7年11月20日付け建設省会発第641号建設事務次官通知）
- 七 マンション総合対策モデル事業補助金交付要綱（令和7年3月31日付け国住マ第272号）
- 八 その他関連通知等に定めるもの

4 情報の取扱い等

4.1 情報の公開・活用

採択事業の成果や内容等については広く周知を図るため、パンフレット、ホームページ等において、採択事業の内容に関する情報の公開及び活用を行うことがあります。

また、事業が完了した場合には、当該事業の成果について、所定の様式でまとめた資料（成果報告書）を提出いただくとともに、原則として、ヒアリングを実施し、成果報告会において、広く成果の発表を行っていただきます。

成果及び提案申請書等に記載された内容のうち、事業者の財産上の利益、競争上の地位等を不当に害するおそれのある部分について、当該事業者が申し出た場合には、当該箇所に関しては、原則公開しません。

4.2 個人情報の利用目的

取得した個人情報については、交付申請等に係る事務処理に用いる他、セミナー・シンポジウム・アンケート等の調査について用いることがあります。

また、同一の提案に対し国から他の補助金を受けていないかを調査するために用いることがあります。

4.3 アンケート・ヒアリングへの協力

補助事業者に対しては、補助事業の期間終了後、マンションの長寿命化に関する調査・評価等のためのアンケートやヒアリング等を依頼するほか、国土交通省等が開催するシンポジウム等において講演等を依頼することがありますので、ご協力をお願いします。

5 応募方法

5.1 提出期間

第1回提案の受付期間 令和8年4月 1日（水）～4月15日（水） ※消印有効

第2回提案の受付期間 令和8年6月22日（月）～6月26日（金） ※消印有効

第3回提案の受付期間 令和8年9月14日（月）～9月18日（金） ※消印有効

※ 提出期間を変更する場合や、予算の状況等においてあらためて応募を行う場合には、国土交通省のホームページにおいてお知らせします。

5.2 提出先

提出先については、国土交通省のホームページにおいてお知らせいたします。

5.3 提出方法

郵送で提出してください（持参による提出は受け付けません）。提案者に対して受け取った旨の連絡はしませんので、提案者自身で確認することができる方法（配達記録郵便等）で提出してください。郵送時は、必ず宛先に「マンションストック長寿命化等モデル事業 担当」及び「応募書類在中」と記載してください。（提案者の都合による提案申請書の差し替え等は固くお断りします。）なお、提出書類は、返却しません。提出書類の内容について、事務局より問い合わせを行うことがありますので、提出書類の控えは必ず各自保管してください。合わせて、電子ファイル（Excel、PDF データ両方）をご提出ください。

5.4 提出書類

提案者は、提出期間までに提出書類一覧表の提案申請書について、必要部数を揃えて提出してください。提案申請書様式については、下記の国土交通省のホームページからダウンロードしてください。

https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_fr5_000037.html

○提出書類リスト（それぞれ2部ご提出ください。）

①先導的再生モデルタイプ 計画支援

○提案様式1一式

○添付資料

- ・総会、理事会、修繕委員会等の議事録やメモ、検討依頼書等
- ・提案内容に係る参考資料（A4・10枚以内・任意様式）
- ・これまで実施された修繕について、時期や内容がわかる書類（大規模修繕の記録等）（実施されている場合）
- ・外観写真

②先導的再生モデルタイプ 工事支援

○提案様式2一式

○添付資料

- ・提案内容に係る参考資料（A4・10枚以内・任意様式）

- ・先導的再生モデルタイプ 計画支援の成果報告（該当ある場合）
- ・外観写真

【提案者が買取再販業者の場合】

- ・買取前のマンションにおいて区分所有者が10名以上であったことを証する書面（登記簿謄本等）
- ・工事完了後に10名以上に分譲する旨の誓約書

【提案者が事業参画者の場合】

- ・管理組合に関わって改修又は建替事業に参画していることを証する書面（事業協力協定や参加組合員契約書等）

【改修工事の場合】

- ・管理計画認定（マンション管理適正化法第5条の13に基づく認定）を取得していることを証する書面（認定通知書の写し等）

※管理計画認定は補助事業の完了までに取得すること。

【建替工事の場合】

- ・これまで実施された修繕について、時期や内容がわかる書類（大規模修繕の記録等）
- ・すでに管理計画認定（マンション管理適正化法第5条の4に基づく認定）を取得している場合、認定取得を証する書面（認定通知書の写し等）

※新築マンションについては、予備認定を補助事業完了までに提出すること。

③管理適正化モデルタイプ 計画支援

○提案様式3一式

○添付資料

- ・総会、理事会、修繕委員会等の議事録やメモ、検討依頼書等
- ・提案内容に係る参考資料（A4・10枚以内・任意様式）
- ・地方公共団体の協力がわかる資料
- ・外観写真

④管理適正化モデルタイプ 工事支援

○提案様式4一式

○添付資料

- ・提案内容に係る参考資料（A4・10枚以内・任意様式）
- ・管理適正化モデルタイプ 計画支援の成果報告
- ・長期修繕計画書の写し
- ・外観写真
- ・管理計画認定（マンション管理適正化法第5条の13に基づく認定）を取得していることを証する書面（認定通知書の写し等）

※管理計画認定は補助事業の完了までに取得すること。

※注意事項

- 1) 各応募書類は、片面印刷としてください。
- 2) 各応募書類は、1部ずつ左上角をクリップ留めしてください。
- 3) 電子ファイルは、PDF形式及びエクセル形式としてください。使用するフォントについては、一般的に用いないものは使用しないでください。なお、電子ファイルは自動解凍ファイル等、圧縮ファイルとせず、電子ファイルの容量自体を極力小さくするような工夫をお願いします。

- 4) 提出書類の電子ファイルについては、CD-R等による提出を御願います。なお、CD-R等はお返ししませんので、その旨予めご了承ください。
※セキュリティ対策のため、USBメモリ（USBフラッシュドライブ）での提出はお控えください。
- 5) 提出書類について、募集要領に従っていない場合や、不備がある場合、記述内容に虚偽があった場合は、当該応募を原則無効とします。
- 6) 提案申請書の内容に関する確認・補足説明等を求めることがあります。指定した期限までに対応がない場合は評価の対象外となります。
- 7) 採択された場合、当該担当者連絡先に採択通知書をメール送付（又は郵送）させていただきますので、確実に送付できるよう、宛先・宛名となる住所・メールアドレス・氏名等については正確にご記入ください。
- 8) 上記書類の他に、事業採択にあたって必要となる書類等を追加で求める場合があります。

5.5 問い合わせ先

質問・相談については、原則として、電子メールで行ってください。電子メールでの相談が難しい場合、下記の受付時間内で、電話での質問・相談を受け付けます。

＜マンションストック長寿命化等モデル事業評価室事務局＞

※令和8年度の事業評価室事務局の事業者については、現在公募中ですので事業者が決まり次第、ホームページ等でお知らせします。

別表1：直接経費

科 目	説 明
賃金等	<p>提案者の構成員又は提案者の構成員に所属する者で、補助事業を実施する補助事業者等の人件費、提案事業を遂行するための技術補助者を雇用するための経費、提案事業を遂行するための単純労働に対して支払う経費（「時間給」又は「日給」）及び専門的知識の提供等、効果の検証に協力を得た者に支払う経費</p>
旅費	<p>提案事業に参加する者が当該事業を実施するために直接必要な普通旅費※（交通費及び宿泊費）</p> <p>※ 普通旅費には、グリーン車料金、ビジネスクラス料金等を含みません。</p>
備品購入費等	<p>提案事業に供する器具機械類その他の備品及び標本等で、その性質及び形状を変ざることなく長期の使用に耐えるものの代価（昭和34年3月12日付け建設省会発第74号建設事務次官通達「補助事業等における残存物件の取扱いについて」参照）、事業用等の消耗器材、その他の消耗品及び備品に付随する部品等の代価</p> <p>*備品等は原則リース等で調達し「その他」の支出費目に計上してください。なお、価格が50万円以上の備品等についてリース等での調達をすることが困難な場合は、その理由書及び機種選定理由書を添付してください。</p>
委託料等	<p>本事業の目的たる事業の一部分を他の者に委託するために必要な費用。事業そのもの又は事業の根幹をなす事業の委託は認めない。なお、事業実施主体内部で、専門知識の提供、効果の検証等のために、社内発注等を行う場合（同一社内で部内毎に区分経理をしており、他部門への業務依頼を社内で発注という形で経理処理をする等の場合）は、利潤を除外した実費弁済の経費（直接人件費相当）に限る。</p> <p>*原則として補助事業に係る費用（補助対象外の費用も含めたプロジェクト全体の費用）の50%以内の範囲とします。50%を超える場合は、その理由を記した書類を添付してください。</p> <p>補助事業の全部を外部に発注（丸投げ）することはできません。</p>
その他	<p>設備の賃借（リース）、提案事業を遂行するために労働者派遣事業を営む者から期間を限って人材を派遣してもらったための経費、文献購入費、光熱水料（専用のメーターがある場合等、実際に要する経費の額を特定することができる場合に限る。）、通信運搬費（実際に提案事業に要するものに限る。）、印刷製本費、借料・損料、会議費、送金手数料、収入印紙代等の雑費</p>

別表2：補助対象とならない経費

本事業において、以下に例示する費用は原則として補助対象外となります。また、提出された計画や工事の内容を総合的に判断した結果、その他の費用でも補助対象外とする場合があります。また、審査にあたり、施工箇所や規模、その運用目的等を確認する場合がありますのでご協力ください。

※本紙は毎年度更新することを予定しております。原則として、既採択事業においても事業実施年度ごとに最新の規定を適用いたしますので、毎年度ご確認いただきますようお願いいたします。

計画支援

- 1) 補助事業者以外が実施する調査・検討に係る旅費（組合員による見学費用等）
- 2) その他マンションの長寿命化、再生等に資する調査・検討としての合理的な仕様・規模・価額を超えていると認められる調査・検討費用。あるいは、価格の妥当性を確認できない調査・検討費用。

工事支援

- 3) 補助対象工事費に該当しない費用
 - ・本事業が補助対象としない用途の床利用分の工事費
 - ・本補助対象工事に伴わない内外装仕上の修繕や更新等の工事費
 - ・建物工事費に属さない工作物等の工事費（独立広告、太陽光パネルの設置等）
 - ・新規の用地取得費
 - ・その他住戸専有部分に係る工事
 - ・事業提案された住宅、施設等以外の建物等の建設、不動産取得にかかる経費
 - ・補助事業実施中に発生した事故・災害処理のための経費
- 4) 敷地外にかかる工事費および負担金など
 - ・供給処理管の接続工事・公益事業負担金など
 - ・取付道路・セットバック用地など建築敷地外を施工する費用
- 5) 補助対象に含まれない家具・家電製品・消耗品など
 - ・ベッド、収納家具、事務机、カーテン、ロールスクリーンなど建物に属さない家具・什器・備品
 - ・家電製品として販売される個別の暖房器具や照明器具
 - ・家電製品として販売される壁掛け式エアコン
 - ・単体で稼働し、直接給湯される簡易タイプのガス瞬間湯沸かし器、給湯器
 - ・消火器、LPガスボンベ、立て掛け式や手摺等からの吊下げ式避難はしごなどの消耗備品
 - ・卓上食器洗浄機、卓上コンロ等
 - ・有料サービスを受けるための機器など
- 6) 交付申請者が所有する建物（新築するものを含む）自ら行う設計（「自社設計」）・施工（「自社施工」）の場合の交付申請者に発生する経費
 - ・自社設計及び自社施工の場合の間接経費
 - ・自社の人件費（補助対象とする工事現場での工務を除く）

※ 本事業では、交付申請者の対外的費用負担を基に補助金を交付します。自社施工の場合は、通常の請負工事額には含まれているこれらの費用を補助対象にできません。

また、自社施工の場合には、請負事業では一括して計上・確認できる諸費用が分散して発生するため、完了実績報告の添付書類の準備を事業当初から継続的に行う必要があります。

- 7) 華美・過大な設備の設置等に要する費用
- 8) 送金伝票等の写し（支払済みであることを金融機関等の第三者により公的に証明できる書類）のない工事費用（例：現金により支払われた工事費用）
- 9) その他マンションの長寿命化、再生等に資する工事としての合理的な仕様・規模・価額を超えていると認められる工事費用。あるいは、価格の妥当性を確認できない工事費用。